

グループホームアネシス運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人紀典会が開設するグループホームアネシス指定認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防認知症対応型共同生活介護）（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援2の状態）であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な処遇を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所の介護従事者は、認知症の状態にある要介護者・要支援2の者に対し、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。

2／事業の実施に当たっては、和気町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の入退居に際し十分な配慮を行うものとする。

3／事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4／事業所は、認知症対応型協同生活介護サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 グループホームアネシス

所在地 岡山県和気郡和気町和気266-1

【入所定員】

第4条 当事業所の入所定員は18名である。

【職員の職種、員数、及び職務内容】

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者 2名 ユニット単位（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い認知症介護に関し適切な助言を行う。

②計画作成担当者 2名以上（常勤又は非常勤の兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。

③看護師 1名（非常勤専従）

看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。

④介護従事者 常勤 専従 4名以上

兼務 2名以上（管理者及び介護支援専門員「サービス計画作成担当者」等）

非常勤 3名以上

介護従事者は利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう総合的、積極的な援助を認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

【サービスの内容】

第6条 当事業所は、作成される認知症対応型共同生活（介護予防認知症対応型共同生活）介護計画に基づき、次の各種サービスを懇切丁寧に提供し、認知症の周辺症状を緩和し、安心して日常生活が送れるようにする。なお、サービスの提供にあたっては、利用者及びその家族に対し、同サービスの内容の説明をし、同意を得ることとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替え等の介護その他日常生活上の世話
- ②日常生活の中での機能訓練
- ③相談、援助

なお、食事その他の家事等については、利用者と介護従事者が共同して行うようにする。

【認知症対応型共同生活介護計画】

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。

2／認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3／認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

4／認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。

5／利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

6／認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

7／認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

【利用料その他の費用の額】

第8条 当事業所の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスに該当する場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2／当事業所における次のサービスを利用した場合には、料金を別途定めることとし、その支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- ①食事の提供
- ②共同生活住居の提供
- ③寝具類の提供
- ④おむつの提供
- ⑤理美容
- ⑥買い物、役所手続きの代行
- ⑦医師の往診等療養上の世話
- ⑧レクリエーション
- ⑨施設の利用その他生活サービス
- ⑩家電製品使用料（電気使用料） ⑪銀行口座振替手数料

【施設利用に当たっての留意事項】

第9条 当事業所は入所定員を超えて入所させない。

- 2／利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を行う。
- 3／感染症の発生しないよう、また感染症が蔓延しないよう必要な措置を講ずる。
- 4／利用者に対して療養上必要な事項については常にわかりやすい説明を行うこととし、家族に対しても重要事項を提示する。
- 5／利用者が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、必要な措置をする。
- 6／利用者が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようする。
- 7／サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、併設施設である老人保健施設施設エスペランスわけと連携・支援体制をとることとする。
- 8／利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

【非常災害対策】

第10条 当事業所は常に非常災害に備え、機器を維持管理すると共に非常災害に関する具体的な計画を立て、これを従業者に徹底を図り併設施設と共同して年に2回以上、非常災害想定訓練を実施する。

【身体的拘束等の禁止】

第11条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2／前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3／前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

【虐待の防止等】

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。また、防止のための定期的な研修を実施する。
- (3) 前(2)項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

【衛生管理等】

第13条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2／事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

3／感染症の発生、まん延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果については従業者に周知徹底を図る。

4／従事者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

（事業継続計画の策定等）

第14条 当施設は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする）を策定し当該業務計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2／当施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

【その他運営についての留意事項】

第15条 当事業所は、介護従事者の認知症に関する質的向上を図り、利用者に適切な介護サービスが提供できるようにするための研修の機会を設けるものとする。

2／従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3／従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4／この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人紀典会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5／適切な介護サービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

【苦情処理】

第16条 当事業所は提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口の設置、ご意見箱の設置を行い、担当者をおき必要な措置を講じるものとする。

2／当施設は苦情申し立てに関し、和気町・国保連合会に連絡を行い、和気町、国保連合会からの指導助言に従って必要な改善を速やかに行う。

【運営推進会議】

第17条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2／事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

【事故発生時の対応】

第18条 当事業所は利用者に事故が発生した場合は、和気町、利用者の家族及び利用者に係る居宅支援事業者等に対して連絡等の必要な措置を講ずる。

2／賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行うこととする。

3／事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとする。

4／事故発生の防止のための委員会等で事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとする。また、定期的な研修を実施する。

(附則)

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 15 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。

この規程は平成 16 年 7 月 1 日に改正し同日より施行する。

この規程は平成 18 年 1 月 1 日に改正し同日より施行する。

この規程は平成 18 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。

この規程は平成 19 年 10 月 1 日に改正し同日より施行する。

この規程は平成 21 年 2 月 1 日に改正し同日より施行する。

この規程は平成 21 年 11 月 1 日に改正し同日より施行する。

この規程は平成 23 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料の内容について)

この規程は令和 1 年 10 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料の内容について)

この規程は令和 2 年 12 月 1 日に改正し同日より施行する。(計画作成担当者について)

この規程は令和 3 年 1 月 1 日に改正し同日より施行する。(その他の利用料について)

この規程は令和 3 年 4 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料の内容等について)

この規程は令和 5 年 10 月 1 日に改正し同日より施行する。(虐待防止・事業継続計画、ハラスメント条項等について)

この規程は令和 6 年 8 月 1 日に改正し同日より施行する。(利用料(食事代)について)